

第84回

# 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月27日  
(木曜日)  
午前10時  
(受付開始:午前9時)



開催場所

東京都千代田区九段南1丁目6-5  
九段会館テラス  
3階 バンケットホール真珠

## 目次

● 招集ご通知	01
議決権の行使方法のご案内	03
● 株主総会参考書類	
第1号議案 取締役9名選任の件	05
第2号議案 監査役1名選任の件	11
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	12
● 事業報告	14
● 連結計算書類	35
● 計算書類	38
● 監査報告書	41

議決権行使は、2024年6月26日(水曜日)営業時間終了時(午後5時30分)までをお願い申し上げます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。**何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

太平電業株式会社

証券コード：1968

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地  
**太平電業株式会社**  
代表取締役 野 尻 穰  
社長執行役員

## 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
「第84回定時株主総会招集ご通知」および「第84回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書  
面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taihei-dengyo.co.jp/ir/general-meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載してあり  
ますので、こちらからご確認される場合は、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報  
サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦  
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月26日（水曜日）営  
業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

### インターネットによる議決権行使の場合

3頁から4頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使  
サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使  
期限までに賛否をご入力ください。

### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう  
ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされ  
たものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区九段南1丁目6-5 九段会館テラス 3階 バンケットホール真珠
3. 会議の目的事項	
報告事項	(1) 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- **株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条（電子提供措置等）の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の全てではありません。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権の行使方法のご案内

### インターネットで行使する場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力の上、  
**2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**  
にご行使ください。

詳しくは次頁をご覧ください。

### 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、  
**2024年6月26日(水曜日)午後5時30分まで**  
に到着するようご返送ください。

### 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2024年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

**議決権行使書**を会場受付へご提出ください。  
また、**本招集ご通知**をご持参くださいますようお願い申し上げます。

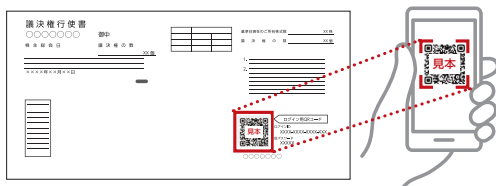
### 議決権行使に関するご注意事項

- **書面とインターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い**  
インターネットにより行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- **インターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い**  
インターネットによって、複数回数、議決権を行使した場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- **議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株皆様のご負担となります。

## QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しログインしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の健全性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、新たに独立性の高い社外取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役候補者4名はいずれも、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員要件を満たしており、各氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者  
番号

1

のじり じょう  
野尻 穰

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月	当社入社
2007年7月	当社補修部長
2008年4月	当社執行役員補修部長
2009年6月	当社上席執行役員工事本部長兼補修部長
2012年4月	当社上席執行役員工事本部長
2012年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2013年4月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

● 生年月日  
1959年1月29日生

● 性別  
男性

● 取締役会への出席状況  
15回／15回（100%）

● 所有する当社の株式の数  
22,100株

#### 取締役候補者とした理由

野尻穰氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1964年9月8日生
- 性別  
男性
- 取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)
- 所有する当社の株式の数  
9,000株

候補者  
番号

2

いとう ひろあき  
伊藤 浩明

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3月	当社入社
2007年 1月	当社新名古屋火力8号系列電装建設所長
2014年 4月	当社補修部長
2014年 6月	当社補修部長兼原子力部長
2015年 10月	当社執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2017年 4月	当社執行役員東京支店長
2019年 6月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長
2020年 6月	当社取締役上席執行役員営業本部長兼電力事業本部長
2022年 7月	当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在)

## 取締役候補者とした理由

伊藤浩明氏は、上記略歴等のとおり、工事部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日  
1963年5月15日生
- 性別  
男性
- 取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)
- 所有する当社の株式の数  
13,300株

候補者  
番号

3

くさ か しんや  
日下 慎也

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月	当社入社
2007年 7月	当社名古屋支店営業部長
2010年 4月	当社経理部長
2014年 10月	当社執行役員経理部長
2017年 4月	当社執行役員総務管理本部副本部長
2017年 6月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
2018年 4月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長
2021年 10月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
2023年 7月	当社取締役常務執行役員総務管理本部長 (現在)

## 取締役候補者とした理由

日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日  
1963年8月27日生

● 性別

男性

● 取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)

● 所有する当社の株式の数  
2,900株

候補者  
番号

4

おかもと しんご  
岡本 真吾

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3月 当社入社  
2014年 5月 当社設計部電装設計課長  
2016年 4月 当社東北支店次長  
2017年 4月 当社執行役員東北支店長  
2019年 4月 当社執行役員名古屋支店長  
2022年 7月 当社取締役上席執行役員技術本部長兼電力事業本部長（現在）

取締役候補者とした理由

岡本真吾氏は、上記略歴等のとおり、技術部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日  
1968年12月13日生

● 性別

男性

● 所有する当社の株式の数  
4,100株

候補者  
番号

5

ことぐち さとる  
事口 悟

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社  
2008年 7月 当社建設部工事企画課長  
2010年10月 当社インドネシア・スララヤリハビリ建設所主務  
2014年 4月 当社大崎IGCC建設所長  
2016年 9月 当社西名古屋7-2号系列建設所長  
2018年 1月 当社勿来IGCC建設所長  
2020年 6月 当社執行役員大阪支店長（現在）

取締役候補者とした理由

事口悟氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。





- 生年月日  
1952年8月4日生
- 性別  
男性
- 取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

6

わだ いちろう  
和田 一郎

再任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	弁護士登録 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所
1990年7月	長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）退所
2010年7月	公益財団法人三島海雲記念財団理事（現在）
2016年6月	当社社外監査役
2019年2月	牛嶋・和田・藤津法律事務所（現牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所）開設
2020年6月	当社社外監査役退任
2021年6月	当社社外取締役（現在）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田一郎氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日  
1984年1月1日生
- 性別  
男性
- 取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

7

こじま ふゆき  
小島 冬樹

再任

社外

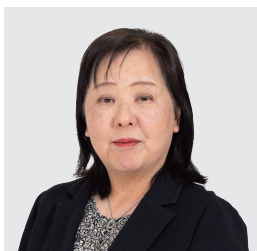
独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所
2017年1月	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
2020年12月	森・濱田松本法律事務所退所
2021年1月	ひふみ総合法律事務所入所 ひふみ総合法律事務所パートナー弁護士（現在）
2021年10月	新生キャピタルパートナーズ(株)社外監査役（現在）
2022年6月	当社社外取締役（現在）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小島冬樹氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日  
1954年5月8日生
- 性別  
女性
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

8

やま だ せつ こ  
山田 攝子

新任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録 山田法律事務所（現山田・合谷・鈴木法律事務所）入所
2010年4月	山田・合谷・鈴木法律事務所退所 山田法律事務所開設 東京簡易裁判所民事調停委員（現在）
2013年10月	文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現在）
2020年6月	当社社外監査役（現在）
2022年4月	東京都行政不服審査会委員（現在）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山田攝子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。



- 生年月日  
1960年8月2日生
- 性別  
女性
- 所有する当社の株式の数  
0株

候補者  
番号

9

しら より  
白寄 まゆみ

新任

社外

独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年6月	志光学園日本語学校講師
1999年4月	大正大学非常勤講師
2003年3月	早稲田大学大学院国際経営学修士課程修了
2005年4月	淑徳大学国際コミュニケーション学部兼務嘱託教育職員
2007年4月	日本語検定協会認定講師（現在）
2007年11月	台湾日本語言文芸研究会理事（現在）
2014年4月	淑徳大学人文学部表現学科教授（現在）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

白寄まゆみ氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また国際経営学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 和田一郎、小島冬樹、山田攝子、白寄まゆみの各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 和田一郎、小島冬樹、山田攝子、白寄まゆみの各氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
4. 和田一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。小島冬樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 山田攝子氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。当社は、和田一郎、小島冬樹の両氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、山田攝子、白寄まゆみの両氏の選任が承認された場合、当社は両氏の間でも、当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の23頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

## 第2号議案

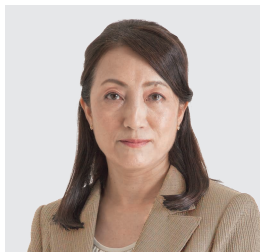
## 監査役1名選任の件

監査役山田攝子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、社外監査役候補者1名は、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定する予定であります。

監査役候補者は、次のとおりであります。



いた くら え り こ  
板 倉 江 利 子 (現姓：鈴木)

新任

社外

独立

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年10月	中央新光監査法人（後のみずぎ監査法人、2007年7月に解散）入所
1996年4月	公認会計士登録
2006年9月	日本公認会計士協会自主規制本部研究員
2007年8月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ移籍
2009年8月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所
2009年9月	日本公認会計士協会自主規制本部グループ長
2012年7月	日本公認会計士協会自主規制本部グループ長退任
2018年9月	公認会計士板倉江利子事務所開設
2022年6月	日本公認会計士協会千葉会常任幹事（現在）

### 社外監査役候補者とした理由

板倉江利子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

- 生年月日  
1967年2月9日生
- 性別  
女性
- 所有する当社の株式の数  
0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
2. 板倉江利子氏は社外監査役候補者であります。  
3. 板倉江利子氏は、婚姻により鈴木姓となりましたが、旧姓の板倉で業務を執行しております。  
4. 板倉江利子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。  
5. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である板倉江利子氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。  
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の23頁に記載のとおりです。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

## 第3号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である樋口義行氏および第2号議案をご承認いただくことを条件に社外監査役に就任予定の板倉江利子氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



- 生年月日  
1956年1月25日生
- 性別  
男性
- 所有する当社の株式の数  
0株

おのとしゆき  
小野 敏幸

社外 独立

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1982年9月	公認会計士登録
1998年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2001年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）横浜事務所長
2004年8月	デロイト中国上海事務所日系企業サービス中国統括
2013年10月	有限責任監査法人トーマツ監事
2021年6月	有限責任監査法人トーマツ退所
2021年7月	小野敏幸公認会計士総合事務所開設
2022年6月	公益財団法人花王芸術・科学財団監事（現在）

## 補欠の社外監査役候補者とした理由

小野敏幸氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 小野敏幸氏が、社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は補欠の社外監査役候補者である小野敏幸氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の23頁に記載のとおりです。小野敏幸氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考：取締役、監査役、補欠監査役スキルマトリックス

(本総会において各取締役候補者・監査役候補者・補欠監査役候補者が選任された場合)

以下の一覧は取締役・監査役（補欠監査役含む）に特に期待される分野について記載しており、各人のすべての専門性や経験を表すものではありません。

氏名	本総会後の地位 (予定)	期待される分野							
		企業経営 経営戦略	ESG サステナ ビリティ	財務・会計	グローバル	法務 リスク管理	施工管理	研究開発	営業
野尻 穰	取締役	●	●			●			●
伊藤 浩明	取締役	●	●		●				●
日下 慎也	取締役	●	●	●		●			
岡本 真吾	取締役	●	●				●	●	
事口 悟	取締役	●	●				●	●	
和田 一郎	社外取締役		●			●			
小島 冬樹	社外取締役		●			●			
山田 攝子	社外取締役		●			●			
白寄まゆみ	社外取締役		●		●				
青木 豊	監査役			●	●	●			
山村 康憲	監査役			●	●	●			
樋口 義行	社外監査役			●	●	●			
板倉江利子	社外監査役			●		●			
小野 敏幸	補欠監査役			●	●	●			

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響で一部の個人消費に足踏みが見られたものの、設備投資には持ち直しが見られました。しかしながら、世界的な金融引き締めや中国の不動産市場の停滞、中東地域の不安定な情勢により、未だ世界経済の先行きは不透明なままであり、不安定な状態が続いております。

当社グループの主力事業をおく電力業界におきましては、脱炭素投資により競争力強化と経済成長を目指すGX推進法と脱炭素電源の利用促進と安定供給の確保に向けたGX脱炭素電源法が成立しました。世界規模でのエネルギー資源の争奪戦に伴う燃料価格の高騰とエネルギーセキュリティの重要性を背景に、脱炭素効果の高い電源として原子力エネルギーの利用方針が明確化され、原子力発電所の再稼働、再処理設備の竣工に向けた取り組み、最終処分については政府の責任のもとで進めていくことが示されました。

このような事業環境のもと、当社グループは事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、企業の持続的成長の実現を図るべく、「社会構造の変化に即応できる守りの経営」「社会の発展に寄与する攻めの経営」「新しい企業価値をもたらす共創経営」を骨子とする「中期経営計画（2023年度～2025年度）」をスタートし、原子力発電所の再稼働関連工事の受注によるエリア拡大や、建設工事後の補修工事への参入、データセンター・半導体施設への新規分野開拓等を積極的に進めました。また、1月1日に発生した令和6年能登半島地震に際しては、被災地への義援金と支援物資の提供を行い、七尾大田火力発電所の復旧工事に従事することで、震災復興を支援いたしました。さらに、社員の安全・品質意識の向上のため、千葉県木更津市に過去の現場における災害・品質不適合の風化防止を目的とした教育施設「教訓会得館」を設立いたしました。

その結果、業績につきましては、受注高1,359億8千5百万円（前年同期比1.2%減）、売上高1,293億6千3百万円（前年同期比2.9%増）、うち海外工事は86億7千7百万円（前年同期比32.2%減）となりました。利益面につきましては、営業利益100億4千9百万円（前年同期比29.9%減）、経常利益115億1千2百万円（前年同期比23.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益83億9千5百万円（前年同期比20.9%減）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2024年2月9日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、前連結会計年度と比較し1株当たり15円増配し、135円と決定いたしました。



セグメント別の業績は次のとおりとなります。

### 建設工事部門

受注高は、前年同期に比べ自家用火力発電設備工事が増加したものの、事業用火力発電設備工事および環境保全設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、423億3百万円（前年同期比27.3%減、構成比31.1%）となりました。

売上高は、前年同期に比べ自家用火力発電設備工事が減少したものの、環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、469億5千4百万円（前年同期比6.2%増、構成比36.3%）となりました。

セグメント利益は、事業用火力発電設備工事の利益率の低下により、16億8百万円（前年同期比66.2%減）となりました。

### 補修工事部門

受注高は、前年同期に比べ製鉄関連設備工事が減少したものの、事業用火力発電設備工事および原子力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、936億8千1百万円（前年同期比18.0%増、構成比68.9%）となりました。

売上高は、前年同期に比べ製鉄関連設備工事が減少したものの、自家用火力発電設備工事および事業用火力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、824億8百万円（前年同期比1.0%増、構成比63.7%）となりました。

セグメント利益は、原子力発電設備工事の落ち込みにより、122億4千5百万円（前年同期比10.9%減）となりました。

### セグメント別の受注高、売上高及び繰越高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設工事	55,319	42,303	46,954	50,668
補修工事	35,734	93,681	82,408	47,006
<b>合 計</b>	<b>91,053</b>	<b>135,985</b>	<b>129,363</b>	<b>97,675</b>
国 内	87,314	130,111	120,686	96,740
海 外	3,739	5,873	8,677	934

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 建設工事部門は、火力、原子力発電設備や製鉄関係、環境保全、化学プラント等の設備据え付けや改造工事等と、これらの設備に付帯する電気計装工事、保温、塗装工事等の施工、および各種プラント設備の解体、廃止措置等の事業を行っております。  
 3. 補修工事部門は、同上の各種プラント設備の定期点検、日常保守、修繕維持等の事業および発電所の運転業務等を行っております。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額8億5千6百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、教訓会得館（千葉県木更津市）の新築であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、9億6千8百万円の借入金を返済しております。

また、設備投資資金の調達のため、長期借入金として3億2千4百万円の借入を実行しております。

なお、貸出コミットメントライン契約およびコミット型タームローン契約に基づく借入枠は159億円であり、当連結会計年度末における借入未実行残高は153億5千1百万円であります。

当連結会計年度においては、新株予約権を発行し、その一部を行使されたことにより、14億4千8百万円の資金調達をいたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善のもと、国内経済は緩やかな回復を見せることが期待されるものの、世界的な金融引き締め長期化や中国経済の先行き懸念など国内景気に下押しリスクを与える要因も存在します。

一方、当社グループの主力事業をおく電力業界は、「新しいステージに向けて歩みを進める年」と位置づけ、S+3E（安全性+安定供給、経済性、環境）の実現に向けた重要な選択肢の一つである原子力を最大限に活用するため、稼働中の原子力発電所の安全・安定運転の継続、BWR（沸騰水型軽水炉）プラントを中心とした再稼働、再処理事業の推進などを行い、エネルギー基本計画の検討や電力システム改革の検証の議論も進められていくものと思われまます。

次期連結会計年度においては、当社グループは、原子力エリアの拡大、エンジニアリング力と動員力を高めるためのM&A、時間外労働の上限規制に対応するための施工管理のIT化、海外事業への投資、さらに自社の発電所を中心に林業・農業を1つにパッケージ化した『グリーンプロジェクト』等の実現等により、中期経営計画（2023年度～2025年度）の目標である売上高1,500億円、ROE9%以上の達成に向け努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第81期 (2020年度)	第82期 (2021年度)	第83期 (2022年度)	第84期 (当連結会計年度)
受 注 高	124,747	120,844	137,601	135,985
売 上 高	127,779	126,908	125,774	129,363
経 常 利 益	8,329	13,125	15,092	11,512
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,613	8,406	10,619	8,395
1株当たり当期純利益(円)	295.54	442.50	558.41	441.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	440.91
総 資 産	128,757	131,738	147,039	153,023
純 資 産	73,113	80,423	89,533	100,592

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第82期の期首から適用しております。  
 4. 第81期から第83期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
株式会社日本機械製作所	50	100	建設業（発電設備等の機器の据付施工）
豊楽興産株式会社	10	100	発電設備に付帯するバルブ・継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作（フィリピン）
PT. Taihei Dengyo Indonesia	50,000百万ルピア	85	発電設備等の施工（インドネシア）
株式会社古田工業所	20	62.5	建設業（発電設備等の溶接施工）
富士アイテック株式会社	80	45	建設業（発電設備等の保温・保冷および塗装施工）
☆東京動力株式会社	80	31.3	建設業（発電設備等の機器の据付施工）

(注) ☆印は持分法適用会社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持およびこれらに関連する事業を展開しております。

また、発電所の運転業務およびこれに関連する事業を展開しております。

- 当社建設業許可番号
- ①（特－2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日
  - ②（特－5）第3967号 許可年月日 2023年9月8日
  - ③（般－2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日

## (8) 主要な事業所

- ① 当 社  
 本 社 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地  
 支 店 北海道支店（北海道札幌市）  
 東北支店（宮城県仙台市）  
 東京支店（東京都千代田区）  
 名古屋支店（愛知県名古屋市）  
 北陸支店（富山県富山市）  
 若狭支店（福井県敦賀市）  
 大阪支店（大阪府大阪市）  
 中国支店（広島県広島市）  
 九州支店（福岡県北九州市）
- ② 子 会 社  
 （国 内） 株式会社日本機械製作所 本社（愛知県名古屋市）  
 豊楽興産株式会社 本社（埼玉県久喜市）  
 株式会社古田工業所 本社（埼玉県久喜市）  
 富士アイテック株式会社 本社（東京都千代田区）  
 （海 外） TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC. 本社（フィリピン）  
 PT. Taihei Dengyo Indonesia 本社（インドネシア）
- ③ 関連会社  
 東京動力株式会社 本社（神奈川県横浜市）

## (9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,667名	21名減	42.9歳	16.0年
女 性	211名	—	38.9歳	9.9年
計	1,878名	21名減	42.4歳	15.3年

## (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,049
株式会社三井住友銀行	3,195
株式会社常陽銀行	681
株式会社千葉銀行	653

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の香港支店におきまして、2022年1月上旬から中旬にかけて、悪意ある第三者による虚偽の指示に基づき資金を流出させる事態が発生いたしました。

なお、流出した資金の保全および回収手続きを継続して実施しております。

## 2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 69,479,500株

(2) 発行済株式の総数 20,341,980株

(3) 株主数 3,238名

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,737	8.92
株式会社UHPartners 2	1,445	7.42
光通信株式会社	1,427	7.33
第一生命保険株式会社	982	5.05
太平電業社員持株会	762	3.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	751	3.86
株式会社三井住友銀行	696	3.57
株式会社三菱UFJ銀行	552	2.84
株式会社東京エネシス	537	2.76
西華産業株式会社	503	2.59

(注) 持株比率は、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)所有の当社株式93,608株を除く自己株式(869,271株)を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入を決議いたしました。本制度については、2023年5月11日および8月9日開催の取締役会決議により、当該信託契約の2023年度からの3年間の延長および追加信託の拠出を決定し、当社株式の取得を次のとおり実施しております。

- i 取得株式の総額 109百万円
- ii 取得株式数 24,500株
- iii 株式の取得方法 自己株式処分による取得

なお、当連結会計年度末において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式数は93,608株であります。

② 当社は、取引関係の強化による円滑な事業活動、配当等のリターンを勘案しつつ、取引先の株式を保有することでビジネス上のメリットのあるものを政策保有の対象としております。

そのなかで、株式保有リスクの抑制や資本効率性の観点から、保有意義が希薄となり、当社が設定した採算性基準に達しない保有株式については、取引先企業との十分な対話を経たうえで縮減する方針としております。なお、当社は2030年度末までに政策保有株式の残高を連結純資産額の10%未満とすることを目指しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### その他新株予約権等に関する重要な事項

##### ① 第1回新株予約権

新株予約権の名称	太平電業株式会社第1回新株予約権
新株予約権の総数	10,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,000,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	本新株予約権1個あたり2,450円
新株予約権の払込期日	2024年3月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 4,430円 上限行使価額 なし 下限行使価額 3,101円 行使価額の修正 各行使請求の効力発生日の直前取引日の 当社普通株式の終値の92%に相当する額
新株予約権の行使期間	2024年3月5日～2029年3月5日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当

(注) 第1回新株予約権は、2024年5月14日をもって全ての行使が完了いたしました。

##### ② 第2回新株予約権

新株予約権の名称	太平電業株式会社第2回新株予約権
新株予約権の総数	10,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,000,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	本新株予約権1個あたり200円
新株予約権の払込期日	2024年3月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 4,430円 上限行使価額 なし 下限行使価額 3,101円 行使価額の修正 各行使請求の効力発生日の直前取引日の 当社普通株式の終値の92%に相当する額
新株予約権の行使期間	2024年3月5日～2029年3月5日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 尻 稷	
取締役常務執行役員	伊 藤 浩 明	営業本部長
取締役常務執行役員	日 下 慎 也	総務管理本部長
取締役上席執行役員	有 吉 正 樹	工事本部長
取締役上席執行役員	岡 本 真 吾	技術本部長兼電力事業本部長
社 外 取 締 役	浅 井 知	大阪大学特任教授
社 外 取 締 役	和 田 一 郎	弁護士 公益財団法人三島海雲記念財団理事
社 外 取 締 役	小 島 冬 樹	弁護士 新生キャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	青 木 豊	
常 勤 監 査 役	山 村 康 憲	
社 外 監 査 役	山 田 攝 子	弁護士 東京簡易裁判所民事調停委員 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員 東京都行政不服審査会委員
社 外 監 査 役	樋 口 義 行	公認会計士 EPSホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社日本マイクロニクス 社外取締役

- (注) 1. 取締役浅井知、和田一郎、小島冬樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役浅井知、和田一郎、小島冬樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役山田攝子、樋口義行の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役山田攝子、樋口義行の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 社外監査役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
5. 監査役山田攝子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役樋口義行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. その他の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
執 行 役 員	近嵐 弘樹、小畑 忠司、油治 誠、内山 勝見、三上 功二、事口 悟、 龍野 淳一、米田 正吾、松本 浩、田口 良一、吉澤 幹生、木村 治、 牧田 良二、金子 博、新田 範善

## (2) 事業年度中の取締役の異動

氏名	新	旧	異動年月日
日下慎也	取締役 常務執行役員 総務管理本部長	取締役 上席執行役員 総務管理本部長	2023年7月1日

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意または重過失、法令等の違反行為であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償はされません。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役および監査役であり、その保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。



## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社におきましては、取締役の個人別の役員報酬は、「謙虚で 誠実に そして果敢に」建設会社として社会のインフラを支え産業社会の繁栄に寄与することを理念としながら企業価値の継続的な向上を実現するため、取締役としての成果を評価し、経営努力を促すものでなければならないこととしております。

その上で、取締役会におきましては、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は次のとおりです。

#### i 報酬の構成及びその割合に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）および業績連動報酬により構成するものとし、業績連動報酬は、当事業年度の業績に応じて変動する賞与と、中長期業績連動型株式報酬（非金銭報酬。以下、「株式報酬」といいます。）により構成しております。

また、報酬の構成割合については、基本報酬：賞与：株式報酬が概ね6:3:1となることを目安としております。

ただし、社外取締役の報酬は、独立性の観点から基本報酬のみとすることとしております。

#### ii 基本報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、標準報酬と手当により構成される月例の固定報酬とし、同業種他社の水準に係る調査分析の結果も踏まえ、役位に応じた報酬テーブルに基づき支給されることとしております。

#### iii 賞与の内容及び額の算定方法に関する方針

短期インセンティブとしての賞与は、役位に応じて基準額を定め、当事業年度の会社業績評価および個人の成果等に対する個人評価に応じてその額を決定し、金銭報酬として毎事業年度の所定の時期に支給されることとしております。

役位毎の評価項目およびウエイトとしては、代表取締役は会社業績評価を100%、代表取締役以外は会社業績評価90%と個人評価10%としております。

会社業績評価および個人評価の評価指標ならびに支給額の変動幅は以下のとおりとすることとしております。

ア. 会社業績評価は、「連結営業利益」と「親会社株主に帰属する当期純利益」を評価指標としており、変動幅は毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される予想値を目標として、目標達成度に基づき、基準額の50%～150%の範囲内で変動し、所定の計算方法により機械的に決定しております。

会社業績の評価指標として「連結営業利益」および「親会社株主に帰属する当期純利益」を選定した理由は、取締役の働きを最も端的に評価できる「連結営業利益」と、株主との一体性の観点から「親会社株主に帰属する当期純利益」が最も適切な判断指標と判断したためであり、より高い利益目標を達成することで、継続的成長と企業価値向上を目指しております。

ただし、「連結営業利益」がマイナスになる等の場合には、基準額の0%となることは否定されないこととしております。

イ. 個人評価は、代表取締役社長が取締役個人としての諸業務の対応内容等を基準額の50%~150%の範囲内で定性的に評価し、決定しております。

#### iv 株式報酬の内容及び額の算定方法に関する方針

企業価値の継続的な向上を図る中長期インセンティブとしての株式報酬は、「連結営業利益率」の目標に対する達成度に基づき、毎年、役位に応じて付与されるポイントを累計し、このポイント数に応じて当社株式が取締役退任時に交付されることとしております。

評価指標は「連結営業利益率」としており、毎事業年度の交付ポイントは、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される「連結売上高」と「連結営業利益」の予想値より算出される「連結営業利益率」を目標として、目標達成度に基づき、基準ポイントの0%~120%の範囲で変動し、機械的に決定しております。

「連結営業利益率」を評価指標として選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任を測る上で、「連結営業利益率」は最も適切な判断指標の一つと判断したためであり、より高い「連結営業利益率」を達成することで、継続的成長と企業価値向上を目指しております。

#### ② 取締役の個人別の報酬の内容等についての決定の方法等

取締役の個人別の報酬の種類およびその割合、基本報酬に関する報酬テーブル、業績連動報酬（賞与および株式報酬）に関する各業績指標、株式報酬に係るポイントの算定方法については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会の決議によって決定しております。

取締役の個人別の報酬の具体的な内容の決定については、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門の評価を行うには最適との理由から、取締役会が株主総会の決議により定めた報酬の限度額の範囲内で代表取締役社長執行役員野尻穰へ委任し、同人が稟議決裁をしております。もっとも、実際に代表取締役社長執行役員がその裁量によって決定できるのは、賞与のうちの個人評価の部分に限られます。

なお、取締役会は、各事業年度に係る個人別の取締役の報酬等の内容を全取締役および監査役が閲覧できる体制をとっており、当事業年度に関しましても、その内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ③ 役員報酬についての株主総会決議等

基本報酬と賞与については、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会決議により、取締役の金銭報酬の限度額は年額4億円以内（うち社外取締役4千万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く）と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）であります。

株式報酬については、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に對する業績連動型株式報酬額を、3事業年度を対象として合計2億円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。その後、2020年8月および2023年5月の各取締役会において、対象事業年度をそれぞれ3年間延長する旨を決議しており、現在、当事業年度から2026年3月31日までの3事業年度を対象期間として継続されております。

監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

## 4 取締役及び監査役の報酬の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬等)	中長期業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役	274	159	63	50	8
(うち社外取締役)	(19)	(19)	(-)	(-)	(3)
監 査 役	42	42	-	-	4
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)

(注) 1. 業績連動報酬 (金銭報酬) として賞与を導入しております。

<賞与の算定方法>

賞与の支給額 = 会社業績評価の支給額 + 個人評価の支給額

会社業績評価の支給額 = 各役員に応じた基準額 × 係数

個人評価の支給額 = 各役員に応じた基準額 × 係数

ただし、代表取締役は会社業績評価を100%、代表取締役以外は会社業績評価90%と個人評価10%とします。

(係数)

会社業績評価の算定に用いる係数は、連結営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としており、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される予想値を目標として、目標達成度に基づき決定します。

個人評価の算定に用いる係数は、代表取締役が取締役個人としての諸業務の対応内容等に基づき決定します。

なお、当事業年度における連結営業利益の達成率は85.4%であり、親会社株主に帰属する当期純利益の達成率は101.3%となります。

2. 業績連動報酬 (非金銭報酬) として中長期業績連動型株式報酬を導入しております。

<中長期業績連動型株式報酬の算定方法>

下記の方法に基づき算定の上、1事業年度あたりに取締役が付与するポイント数 (株式数) を確定します。原則として、累計したポイント数に相当する株式数が取締役の退任時に交付されます。

<ポイント計算>

毎年3月31日で終了する事業年度 (以下「評価対象事業年度」という) のポイント計算を、同日時点で制度対象者として存在する者を対象者として行い、同年6月1日に当該ポイントを当該制度対象者に付与するものとします。なお、制度対象者が毎年4月1日から同年5月31日までの間に、海外赴任の場合にあっては海外赴任が決定する日に、直前の評価対象事業年度に係るポイントを当該制度対象者に付与するものとします。付与ポイントの算定にあたっては、次の算定式に従うものとします。

付与ポイント = 役位別基本ポイント × 業績連動係数

なお、取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において81,000ポイントとして決議いただいております。基本ポイントの適用にあたっては、評価対象事業年度3月31日時点の取締役の役位に基づくものとします。

(業績連動係数)

付与ポイントの算定に用いる業績連動係数は、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率を目標として、目標達成度に基づき決定します。

連結営業利益率の目標達成率 (%) = (連結営業利益率の実績値 ÷ 連結営業利益率の目標値) × 100 (小数点第1位を四捨五入)

なお、当事業年度における連結営業利益率の目標値は8.8%であり、実績値は7.9%であるため、連結営業利益率の目標達成率は89.1%となります。

## (6) 社外役員に関する事項

### 社外取締役及び社外監査役の状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	浅 井 知	<p>当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に工学博士としての専門的な知識および他社等での経験を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、1回出席しております。</p>
取 締 役	和 田 一 郎	<p>当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、全て出席しております。</p>
取 締 役	小 島 冬 樹	<p>当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、当社の経営から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かした発言を適時適切に行い、経営の監督機能を担っております。</p> <p>なお、同氏は取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は2回開催され、全て出席しております。</p>
監 査 役	山 田 攝 子	<p>当事業年度開催の取締役会15回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>
監 査 役	樋 口 義 行	<p>当事業年度開催の取締役会15回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。</p>

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

### (5) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

### 【基本方針】

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- ② 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- ③ 社長室経営企画課が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。
- ④ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはその恐れのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- ⑤ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存・管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- ② 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が、有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- ② 経営リスクの発生に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防に加え、発生時の迅速な対応および体制を敷く。



- ③ 当社およびグループ会社の経営に大きな影響を及ぼす恐れのある各種リスクについては、定期的に開催する各種委員会にてリスク発生の可能性を把握し、対策の検討等の管理ができる体制を敷く。各種リスクが発生した場合、経営リスクの低減・予防および発生時の迅速な対応を目的として、代表取締役社長を対策本部長とし、業務執行取締役および関係部署で組成される対策本部を設置する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行う。
- ② 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会、経営会議および予算会議を定期的に開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- ③ 執行役員制度によって、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- ④ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限・業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

#### (5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- ② 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づいて、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- ④ 当社は、年に1回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- ⑤ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑥ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ⑦ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

- ⑧ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年1回の内部監査を実施する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- ② 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役会の同意を得るものとする。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ④ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

#### **(8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- ② 監査役の実務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ③ 当社は、監査役の実務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。



## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

### (1) 内部統制システム全般

社長室経営企画課が「内部監査規程」および年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適法かつ適正に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長・監査役会へ報告を行っております。当事業年度は、当社およびグループ会社において7箇所の監査を実施しております。また、経理部が主体となって監査役と連携し、内部統制システムが正常に機能しているか継続的に監視・評価・是正するためモニタリングを実施しております。当事業年度は、全9支店を含む16箇所のモニタリングを実施しております。

### (2) コンプライアンス体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。
- ② 社長を委員長とする「法令遵守委員会」を毎月1回開催し、関連法令についての理解を深めるとともに、関連法令に関する重要事項について審議・検討を行っております。また、社長室経営企画課および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、法令遵守の推進に努めております。
- ③ 内部通報制度の周知・啓蒙に努め、窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

### (3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から定期報告を受けているほか、年1回「グループ会社連絡会」を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

### (4) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会」、「執行役員会」の中で、各取締役および各執行役員が担当部門について業務執行状況を報告しております。
- ② 「取締役会規則」に定める上程基準に則って、議案を絞って付議し、「取締役会」の実効性を高めております。
- ③ 全取締役、全監査役が「取締役会」の実効性を「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「株主等との対話」の各項目についてそれぞれ評価したものを第三者機関がとりまとめ、「取締役会」が適切に機能しているか分析・検証しております。

## (5) リスク管理体制

- ① 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。
- ② 全社的なリスク管理については、事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、全社に水平展開しております。
- ③ 事業を取り巻く各種リスクに的確に対応できるよう、機能・権限の見直し、支店機能の拡充、専門部署の創設、適切な人員配置などにより組織力の強化を図っております。
- ④ 経営に大きな影響を及ぼす重大なリスクについては、「法令遵守委員会」はじめ各種委員会を定期的に開催し、リスク発生の可能性の把握・予防措置の検討を行っております。経営に大きな影響を及ぼす重大なリスク事象が発生した際には、「リスク管理規程」に基づいて、対策本部長である代表取締役社長が関係部署を招集し、対策本部を組成して迅速にリスク低減に向けた対応を行っております。
- ⑤ 海外拠点の資金業務については、審査・承認部署の見直しを実施し、資金に関するリスク管理体制の強化を図っております。
- ⑥ 情報セキュリティについて、当事業年度は標的型攻撃メール対策の訓練を2回実施しております。また、「情報管理規程」や「情報管理基本ルール」を制定し、その徹底のため、eラーニングによる社員教育を実施しております。さらに、サイバーセキュリティ対策については、監視システムを構築して常時安全な状態を確保しております。

## (6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」、「予算会議」、「法令遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視・検証しております。
- ② 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告・協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ③ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。当事業年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。
- ④ 監査役は、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け、監視・検証しております。

## 8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度と比較し1株当たり15円増配し、135円といたします。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>106,832</b>
現金預金	42,173
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	48,389
電子記録債権	3,524
未成工事支出金	10,209
材料貯蔵品	59
その他の	2,475
<b>固定資産</b>	<b>46,190</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,892</b>
建物・構築物	8,220
機械・運搬具	2,854
工具器具・備品	270
土地	9,135
リース資産	390
建設仮勘定	22
<b>無形固定資産</b>	<b>236</b>
その他の	236
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,060</b>
投資有価証券	16,676
長期貸付金	280
退職給付に係る資産	4
賃貸不動産	5,932
繰延税金資産	37
長期性預金	352
その他の	2,051
貸倒引当金	△ 274
<b>資産合計</b>	<b>153,023</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>39,116</b>
支払手形・工事未払金	10,648
電子記録債務	11,837
一年内償還予定の社債	5,000
一年内返済予定の長期借入金	948
リース債務	162
未払法人税等	1,362
契約負債	4,952
賞与引当金	1,047
役員賞与引当金	79
完成工事補償引当金	138
工事損失引当金	752
その他の	2,185
<b>固定負債</b>	<b>13,314</b>
長期借入金	8,631
リース債務	250
繰延税金負債	142
退職給付に係る負債	3,850
役員株式給付引当金	202
役員退職慰労引当金	44
その他の	194
<b>負債合計</b>	<b>52,430</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>93,530</b>
資本金	4,000
資本剰余金	5,881
利益剰余金	85,270
自己株式	△ 1,621
その他の包括利益累計額	5,682
その他有価証券評価差額金	6,222
為替換算調整勘定	△ 243
退職給付に係る調整累計額	△ 296
新株予約権	17
非支配株主持分	1,361
<b>純資産合計</b>	<b>100,592</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>153,023</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,363
売上原価		109,518
売上総利益		19,845
販売費及び一般管理費		9,795
営業利益		10,049
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	366	
持分法による投資利益	139	
固定資産賃貸料	381	
為替差益	642	
受取保険金	11	
補助金収入	138	
保険返戻金	41	
その他	92	1,836
営業外費用		
支払利息	47	
匿名組合投資損失	46	
固定資産賃貸費用	158	
借入手数料	11	
その他	110	373
経常利益		11,512
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	506	
在外支店における送金詐欺回収	56	
その他	0	564
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	45	45
税金等調整前当期純利益		12,031
法人税、住民税及び事業税	3,514	
法人税等調整額	72	3,587
当期純利益		8,443
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		8,395

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日残高	4,000	4,917	79,166	△ 2,087	85,997
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,291		△ 2,291
親会社株主に帰属する当期純利益			8,395		8,395
自己株式の取得				△ 110	△ 110
自己株式の処分		71		37	109
自己株式の処分 (新株予約権の行使)		892		538	1,430
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	963	6,104	465	7,533
2024年3月31日残高	4,000	5,881	85,270	△ 1,621	93,530

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資 産計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2023年4月1日残高	2,852	△ 235	△ 388	2,228	-	1,308	89,533
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 2,291
親会社株主に帰属する当期純利益							8,395
自己株式の取得							△ 110
自己株式の処分							109
自己株式の処分 (新株予約権の行使)							1,430
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	3,370	△ 8	92	3,453	17	53	3,525
連結会計年度中の変動額合計	3,370	△ 8	92	3,453	17	53	11,059
2024年3月31日残高	6,222	△ 243	△ 296	5,682	17	1,361	100,592

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>101,623</b>
現 金 預 金	39,752
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	45,906
電 子 記 録 債 権	3,584
未 成 工 事 支 出 金	9,153
材 料 貯 蔵 品	6
そ の 他	3,219
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,646</b>
有 形 固 定 資 産	
建 物 ・ 構 築 物	7,926
機 械 ・ 運 搬 具	2,703
工 具 器 具 ・ 備 品	220
土 地	7,825
リ ー ス 資 産	363
建 設 仮 勘 定	21
無 形 固 定 資 産	
そ の 他	224
投 資 そ の 他 の 資 産	
投 資 有 価 証 券	16,985
長 期 貸 付 金	1,573
賃 貸 不 動 産	5,931
長 期 性 預 金	302
そ の 他	1,912
貸 倒 引 当 金	△ 345
<b>資 産 合 計</b>	<b>147,270</b>

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
<b>流 動 負 債</b>	<b>37,983</b>
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	10,138
電 子 記 録 債 務	12,237
一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	5,000
一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	948
リ ー ス 債 務	154
未 払 法 人 税 等	1,221
契 約 負 債	4,536
賞 与 引 当 金	957
役 員 賞 与 引 当 金	58
完 成 工 事 補 償 引 当 金	138
工 事 損 失 引 当 金	752
そ の 他	1,840
<b>固 定 負 債</b>	<b>12,800</b>
長 期 借 入 金	8,631
リ ー ス 債 務	230
退 職 給 付 引 当 金	3,291
繰 延 税 金 負 債	256
役 員 株 式 給 付 引 当 金	202
そ の 他	189
<b>負 債 合 計</b>	<b>50,784</b>
(純 資 産 の 部)	
<b>株 主 資 本</b>	<b>90,328</b>
資 本 金	4,000
資 本 剰 余 金	5,881
資 本 準 備 金	4,645
そ の 他 資 本 剰 余 金	1,235
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>82,066</b>
利 益 準 備 金	908
そ の 他 利 益 剰 余 金	81,157
別 途 積 立 金	30,380
繰 越 利 益 剰 余 金	50,777
<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 1,619</b>
評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,139
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,139
新 株 予 約 権	17
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>96,485</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>147,270</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		122,244
売 上 原 価		103,786
売 上 総 利 益		18,457
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,891
営 業 利 益		9,565
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
受 取 配 当 金	383	
固 定 資 産 賃 貸 料	379	
為 替 差 益	588	
受 取 保 険 金	11	
補 助 金 収 入	138	
保 険 返 戻 金	40	
そ の 他	98	1,659
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
匿 名 組 合 投 資 損 失	46	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	158	
借 入 手 数 料	11	
そ の 他	85	350
経 常 利 益		10,874
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	506	
在 外 支 店 に お け る 送 金 詐 欺 回 収 益	56	
そ の 他	0	563
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	45	45
税 引 前 当 期 純 利 益		11,392
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,224	
法 人 税 等 調 整 額	77	3,302
当 期 純 利 益		8,090

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2023年4月1日残高	4,000	4,645	271	4,917	908	30,380	44,979	76,267
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 2,291	△ 2,291
当期純利益							8,090	8,090
自己株式の取得								
自己株式の処分			71	71				
自己株式の処分 (新株予約権の行使)			892	892				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	963	963	-	-	5,798	5,798
2024年3月31日残高	4,000	4,645	1,235	5,881	908	30,380	50,777	82,066

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2023年4月1日残高	△ 2,085	83,100	2,834	2,834	-	85,934
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 2,291				△ 2,291
当期純利益		8,090				8,090
自己株式の取得	△ 110	△ 110				△ 110
自己株式の処分	37	109				109
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	538	1,430				1,430
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			3,304	3,304	17	3,322
事業年度中の変動額合計	465	7,228	3,304	3,304	17	10,550
2024年3月31日残高	△ 1,619	90,328	6,139	6,139	17	96,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社  
取締役会 御中

2024年5月16日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹<sup>Ⓞ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明<sup>Ⓞ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平電業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社  
取締役会 御中

2024年5月16日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹<sup>印</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 忠津 正明<sup>印</sup>  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平電業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、インターネット等を經由した手段も活用しながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

太平電業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	青 木	豊	Ⓜ
常 勤 監 査 役	山 村	康 憲	Ⓜ
社 外 監 査 役	山 田	攝 子	Ⓜ
社 外 監 査 役	樋 口	義 行	Ⓜ

以 上

# 第84回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区九段南1丁目6-5

九段会館テラス

3階 バンケットホール真珠

電話

(03) 6260-9110



下車駅

- 都営新宿線
  - 東京メトロ半蔵門線
  - 東京メトロ東西線
- 「九段下駅」より  
徒歩約1分  
(4番出口から)

 太平電業株式会社

UD  
FONT



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷  
しています。